東海農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領

制 定 26海総第523号

平成 26 年 11 月 25 日

最終改正 7海総第165号

令和7年7月1日

(指名停止)

- 第1 東海農政局長は、有資格者(全省庁統一の競争参加資格の審査を受け、当該資格を 有すると認められた者をいう。以下同じ。)が別表各号に掲げる措置要件の1に該当 するときは、情状に応じて同表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者 について指名停止を行うものとする。
 - 2 東海農政局長が指名停止を行ったときは、東海農政局に所属する会計法(昭和 22 年法律第 35 号)第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等(以下「所属担当官」という。)は、物品の製造、物品の購入又は役務等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(再請負人及び共同事業体に関する指名停止)

- 第2 東海農政局長は、第1第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名 停止について責を負うべき有資格者である再請負人があることが明らかになったと きは、当該再請負人について、請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間 を定め、指名停止を行うものとする。
 - 2 東海農政局長は、第1第1項の規定により共同事業体について指名停止を行うときは、当該共同事業体の有資格者である構成員(明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。)について、当該共同事業体代表者の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。
 - 3 東海農政局長は、第1第1項及び前2項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同事業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を 定め、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第3 有資格者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する指名停止の期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれ ぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の 短期は、別表各号に定める指名停止の期間の短期の2倍の期間(当初の指名停止の期間が1か月に満たないときは、1.5倍、同表第12号の措置要件に該当することとなっ たときは2.5倍)とする。
 - 一 別表各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間 (指名停止の期間中を含む。)に、同表各号の措置要件に該当することとなったと き。
 - 二 別表第1号から第4号まで又は第5号から第12号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第4号まで又は第5号から第12号までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)。
- 3 東海農政局長は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び第4第一号から第三号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 東海農政局長は、有資格者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍(当該長期の2倍が36か月を超える場合は36か月)まで延長することができる。
- 5 東海農政局長は、指名停止の期間中の有資格者について情状酌量すべき特別の事由 又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第4に定める 指名停止の期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合におい て、同表第12号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の 指名停止期間を変更した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもっ て、新たに指名停止を行うことができるものとする。
- 6 東海農政局長は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わない ことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格者について指名停止を解除するも のとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例)

第4 東海農政局長は、第1第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- 一 談合情報を得た場合、又は農林水産省の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第6号、第9号、第11号又は第12号に該当したときは、それぞれ当該各号に定める短期の2倍(同表第12号に該当するときは、2.5倍)の期間
- 二 別表第5号から第12号までに該当する有資格者(その役員又は使用人を含む。)について、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令、課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。)若しくは談合(刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。)に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者(独占禁止法第7条の3第2項の各号に該当する者をいう。)であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。)は、それぞれ当該各号に定める短期の2倍(同表第12号に該当する有資格者にあっては、2.5倍)の期間
- 三 別表第5号から第7号まで又は第12号に該当する有資格者について、独占禁止 法第7条の3第1項の規定の適用があったとき(前二号に掲げる場合を除く。)は、 それぞれ当該各号に定める短期の2倍(同表第12号に該当する有資格者にあって は、2.5倍)の期間
- 四 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき 行為の処罰に関する法律(平成 14 年法律第 101 号)第3条第4項に基づく各省各 庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らか となったときで、当該関与行為に関し、別表第5号から第7号まで又は第 12 号に 該当する有資格者に悪質な事由があるとき(第一号から前号までの規定に該当する こととなった場合を除く。)は、それぞれ当該各号に定める短期に1か月(同表第 12 号に該当する有資格者にあっては、1.5 か月)加算した期間
- 五 農林水産省又は他の公共機関の職員が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第8号から第12号までに該当する有資格者に悪質な事由があるとき(第一号又は第二号の規定に該当することとなった場合を除く。)は、それぞれ当該各号に定める短期に1か月(同表第12号に該当する有資格者にあっては、1.5か月)加算した期間

(指名停止の通知)

第5 東海農政局長は、第1第1項若しくは第2各項の規定により指名停止を行い、第3 第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第3第6項の規定により指名停止 を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なくそれぞれ別紙様式第1号、別紙様式 第2号又は別紙様式第3号により通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

- 第6 所属担当官は、次項に掲げる場合を除き、指名停止の期間中の有資格者を随意契約 の相手方としてはならない。
 - 2 所属担当官は、会計法第 29 条の 3 第 4 項に規定する場合は、あらかじめ東海農政局長の承認を受けて指名停止の期間中の有資格者を随意契約の相手方とすることができる。
 - 3 東海農政局長は、前項の承認をしたときは、別紙様式第4号により大臣官房参事官 (経理)に報告するものとする。

(再請負等の禁止)

第7 所属担当官は、指名停止の期間中の有資格者が当該所属担当官の契約に係る物品の 製造、物品の購入又は役務等を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止の報告等)

第8 東海農政局長は、第1第1項若しくは第2各項の規定により指名停止を行い、第3 第5項の規定により指名停止の期間を変更し、又は第3第6項の規定により指名停止 を解除したときは、それぞれ別紙様式第5号、別紙様式第6号又は別紙様式第7号に より、大臣官房参事官(経理)に報告するものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第9 東海農政局長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、 当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附則

この要領は、平成 26 年 11 月 25 日から適用する。ただし、指名停止の措置要件に該当する事由が、平成 26 年 11 月 24 日以前に生じたものについては、旧物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約に係る指名停止等の措置要領について(平成 9 年 12 月 22 日付け 9 経第 1898 号大臣官房経理課長通知)及び旧物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領模範例について(平成 15 年 8 月 29 日付け 15 経第 765 号大臣官房経理課長通知)は、この要領の施行後も、なおその効力を有する。

附則

この要領は、平成27年10月1日から適用する。ただし、指名停止の措置要件に該当する事由が、平成27年9月30日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附則

この要領は、令和3年1月1日から適用する。ただし、指名停止の措置要件に該当する 事由が、令和2年12月31日以前に生じたものについては、なお従前の例による。

附則

この要領は、令和7年7月1日から適用する。ただし、指名停止の措置要件に該当する 事由が、適用の日前に生じたものについては、なお従前の例による。 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準(第1、第2、第3及び第4関係)

措 置 要 件	指名停止の期間
(贈賄)	
1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が東海農政局の職	逮捕又は公訴を知った日から
員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又	
は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
イ 代表役員等(有資格者である個人又は有資格	4 か月以上 12 か月以内
者である法人の代表権を有する役員(代表権を	
有すると認めるべき肩書きを付した役員を含	
む。)をいう。以下同じ。)	
ロ 一般役員等(有資格者の役員(執行役員を含	3か月以上9か月以内
む。) 又はその支店若しくは営業所(常時契約を	
締結する事務所をいう。)を代表する者でイに掲	
げる者以外のものをいう。以下同じ。)	
ハ 有資格者の使用人で口に掲げる者以外のもの	2か月以上6か月以内
(以下「使用人」という。)	
2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が東海農政局の職	逮捕又は公訴を知った日から
員以外の農林水産省職員に対して行った贈賄の容	
疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提	
起されたとき。	
イ 代表役員等	4か月以上12か月以内
口 一般役員等	2か月以上6か月以内
ハー使用人	1 か月以上3 か月以内
3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が東海農政局の管	逮捕又は公訴を知った日から
「	逐冊又は公訴を知った日から
報と域 (音報と域の足のがない地方文方部尚守に) あっては、所属担当官の置かれている官署の所在	
地の属する都道府県の区域及び当該都道府県に隣	
接する都道府県の区域等部局長が適宜定める区域	
とする。以下同じ。) 内の他の公共機関の職員に対	
して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕	
を経ないで公訴を提起されたとき。	
イ 代表役員等	3 か月以上 9 か月以内
口 一般役員等	2 か月以上 6 か月以内
ハ・使用人	1か月以上3か月以内
	

4 次のイ又は口に掲げる者が東海農政局の管轄区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

イ 代表役員等

口 一般役員等

3か月以上9か月以内1か月以上3か月以内

逮捕又は公訴を知った日から

(独占禁止法違反行為)

5 東海農政局が管轄する区域内において、業務に 関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反 し、契約の相手方として不適当であると認められ るとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)。 当該認定をした日から2か月以上9か月以内

6 次のイ又は口に掲げる者と締結した契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、 契約の相手方として不適当であると認められると き(第12号に掲げる場合を除く。)。

当該認定をした日から

イ 東海農政局の所属担当官

ロ 東海農政局の所属担当官以外の農林水産省の 所属担当官 3か月以上 12か月以内 2か月以上 9か月以内

7 東海農政局が管轄する区域外において、他の公 共機関の職員が締結した契約に関し、代表役員等 又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条 第1号に違反し、刑事告発を受けたとき(第12号 に掲げる場合を除く。)。

刑事告発を知った日から 1か月以上9か月以内

(公契約関係競売等妨害又は談合)

の職員

8 次のイ又は口に掲げる者が締結した契約に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)。

逮捕又は公訴を知った日から

イ 東海農政局の管轄する区域内の他の公共機関 の職員

2か月以上12か月以内

1か月以上12か月以内

9 次のイ又は口に掲げる者が締結した契約に関し、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)。

イ 東海農政局の所属担当官

ロ 東海農政局の所属担当官以外の農林水産省の 所属担当官

10 他の公共機関の職員が締結した契約に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)。

11 農林水産省の所属担当官が締結した契約に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)。

(重大な独占禁止法違反行為等)

- 12 農林水産省の所属担当官が締結した契約に関し、次のイ又は口に掲げる場合に該当することとなったとき(当該契約に政府調達に関する協定(平成7年12月8日条約第23号)の適用を受けるものが含まれる場合に限る。)
 - イ 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反 し、刑事告発を受けたとき(有資格者である法人 の役員若しくは使用人又は有資格者である個人 若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮 捕された場合を含む。)。
 - 口 有資格者である法人の役員若しくは使用人又 は有資格者である個人若しくはその使用人が公 契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕 され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたと き。

(不正又は不誠実な行為)

13 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当

逮捕又は公訴を知った日から

3 か月以上 12 か月以内 2 か月以上 12 か月以内

逮捕又は公訴を知った日から 3か月以上12か月以内

逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上12か月以内

刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から

6か月以上36か月以内

当該認定をした日から

であると認められるとき。

14 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁 刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起 され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定に よる罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適 当であると認められるとき。 1か月以上9か月以内

当該認定をした日から 1か月以上9か月以内